

# 令和4年6月定例会 資料

長浜市教育委員会



# 令和4年6月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和4年6月23日(木) 午後3時30分～  
長浜市役所5階 教育委員会室

## 1. 開 会

## 2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認  
5月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議  
なし

日程第5 協議・報告事項  
(1) 令和4年度教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について

日程第6 その他

## 3. 閉 会

令和4年6月教育委員会定例会開催予定 7月28日(木) 午後1時30分～

令和4年度教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について

教育委員会事務評価委員会委員2人の任期満了に伴い、新たに以下の2人に委員を委嘱しましたので報告します。

令和4年度就任

(敬称略、順不同)

氏名	任期	役職等
おおはし ひでこ 大橋 英子	令和4年6月1日～ 令和6年3月31日	滋賀文教短期大学教授
もりかわ ゆうこ 森川 裕子	令和4年6月1日～ 令和6年3月31日	家庭教育支援チーム「えがお」代表

(参考) 令和3年度就任

氏名	任期	役職等
おおはし まつゆき 大橋 松行	令和3年9月15日～ 令和5年3月31日	滋賀県立大学名誉教授
じょうらく ただし 城楽 直	令和3年9月15日～ 令和5年3月31日	学校運営協議会委員
たかはし さちこ 高橋 幸子	令和3年9月15日～ 令和5年3月31日	合同会社LOCO

地方教育行政の組織及び運営に関する法律より抜粋

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

長浜市教育委員会事務評価委員会規則より抜粋

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 教育に関する学識経験を有する者
- (2) その他教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

## ■教育に関する事務の点検及び評価制度について

### 1. 教育に関する事務の点検及び評価制度

教育委員会が住民への説明責任を果たし、効果的な教育行政を推進していくために、自らの活動を点検・評価し公表する制度。

毎年、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされている。

<地教行法第26条>

### 2. 長浜市教育委員会事務評価委員会

#### 【所掌事務】

事務評価委員会は、下記の事項の評価及びその結果を教育委員会に報告する。

- (1) 教育委員会会議の開催及び審議状況に関する事項
- (2) 教育施策上の基本施策及び重要課題に関する事項

#### 【点検・評価の対象】

第3期長浜市教育振興基本計画(計画期間:令和3年度から令和7年度まで)に基づき、前年度に教育委員会が実施した活動及び教育行政の重点施策(教育委員会の権限に属する事業)について、点検・評価を行う。

<長浜市教育委員会事務評価委員会規則第2条>

### 3. 事務評価委員会委員

#### 【委嘱】

委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 教育に関する学識経験を有する者
- (2) その他教育長が必要と認める者

#### 【任期】

委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末まで

#### 【定数】

5人以内

<長浜市附属機関設置条例 別表、長浜市教育委員会事務評価委員会規則第3条>

### 4. 点検・評価結果の公表

教育委員会は、事務評価委員会の意見を踏まえ、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを長浜市議会に提出するとともに公表する。

<教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則第5条>

### 5. 点検・評価結果の活用

- (1) 重点施策展開
- (2) 予算編成
- (3) 組織運営 等に活用する